

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成24年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について

標記については、平成24年3月29日付け食安輸発0329第2号（最終改正：平成24年9月26日付け食安輸発0926第2号）により通知しているところです。

このたび、放射線照射された食品の検知法が改正されたこと、及び乾燥海藻類について、残留農薬等の検査の際の試験溶液の調製方法を考慮し、検体採取量を見直したことから、同通知の別添のVI及び別表第4を下記のとおり改め、別紙のとおりとしますので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。

記

1. VIの1の(1)及び2の(2)の

「放射線照射された食品の検知法について」（平成22年3月30日付け食安発0330第3号）

を

「放射線照射された食品の検知法について」（平成19年7月6日付け食安発第0706001号、最終改正：平成24年9月10日付け食安発0910第2号）

に改める。

2. 別表第4の畜水産食品の残留有害物質等の項中に、

③ 乾燥海藻類	特定せず	≤ 150	3	0.3	1
		151 ~1,200	5	0.3	1
		$\geq 1,201$	8	0.3	1

を加え、「③ ①及び②を除く」を「④ ①、②及び③を除く」に改める。